

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年8月5日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500110号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500046号

## 第1 結論

請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年6月21日から昭和49年7月21日に訂正し、昭和49年6月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和49年6月21日から同年7月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和49年6月21日から同年7月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年6月21日から同年7月21日まで

私は、A社(現在は、C社)に勤務していた期間のうち、A社B事業所から同社本部へ異動となった際の請求期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社から提出された人事記録から、請求者が請求期間においてA社に継続して勤務し(A社B事業所から同社本部に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、企業年金連合会から提出された請求者のD厚生年金基金に係る中脱記録において、請求者の加入員資格の喪失日及び取得日は昭和49年7月21日と記載されていることが確認できるほか、上記の人事記録では、請求者は昭和49年6月21日に異動発令となっているところ、E健康保険組合は、「当時の社会保険事務の取扱いとして、昭和49年6月21日付けの異動発令の場合は、昭和49年7月21日付けで得喪としていた。」と陳述していることから、昭和49年7月21日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B事業所における昭和49年5月の社会保険事務所(当時)の記録及び企業年金連合会の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和49年6月21日から同年7月21日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答としているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500104号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500047号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は30万円、平成15年12月26日は27万5,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月  
② 平成15年12月

A社から請求期間①及び②において賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の標準賞与額としての記録が無い。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、標準賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の元事務担当者が提出した請求期間①及び②の賞与に係る資料には、請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されている。

また、請求者と同様に上記の資料に記載されている同僚の賞与額及び厚生年金保険料控除額は、当該同僚が所持する請求期間①及び②に係る賞与明細書に記載されている金額と一致している。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間①及び②において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記の資料に掲載されている請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は30万円、請求期間②は27万5,000円とすることが妥当である。

さらに、請求期間①及び②の賞与支給日については、A社の同僚及び同社の元事務担当者が提出した資料などから判断すると、請求期間①は平成15年8月20日、請求期間②は平成15年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は、資料が無いため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500107号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500048号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年4月30日から昭和54年5月1日に訂正し、昭和54年4月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

昭和54年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月30日から同年5月1日まで

私は、A社で勤務していたところ、昭和54年5月1日に、A社C店へ異動したが、厚生年金保険の被保険者記録では、A社における資格喪失日が昭和54年4月30日となっている。継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答により、請求者が請求期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者と同様の被保険者記録であった複数の同僚は、「A社C店が厚生年金保険の適用事業所となる前は、A社にて厚生年金保険に加入し、自身の給与から請求期間の厚生年金保険料が控除されていた。」と陳述している。

さらに、上記の同僚は、「請求者は正社員として勤務しており、請求期間において、請求者の勤務形態及び業務内容に変更は無かったと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和54年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失年月日を昭和54年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを昭和54年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が昭和54年4月30日を厚生年金保険の資格喪失年月日として届け、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る昭和54年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っ

ておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。